

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		国内で開発された知的財産から生じる所得に対する優遇税率を適用する制度（イノベーションボックス税制）の創設
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 29） 法人住民税：義（自動連動）（地方税 34）
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 — 《要望の内容》 我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上し、民間企業の無形資産投資を後押しするため、民間企業の課税所得のうち、我が国で開発した知的財産に由来する所得に対して優遇税率を適用する措置を新たに創設する。 《関係条項》 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局		経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和 5 年 8 月
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		期限の定め無し
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国のイノベーション促進に向けて、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権でほごされたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。 《政策目的の根拠》 ○経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月 16 日閣議決定） 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 （1）官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化 （略）国内投資・研究開発を大胆に促進することが不可欠である。（略）知的財産の創出等を促し、我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版（令

			和5年6月16日閣議決定) IV.GX・DXへの投資 1. レジリエンス上の日本の優位性と国内企業立地促進・高度外国人材の呼び込み (3) 横断的環境整備 ① イノベーション環境・インフラの整備 利益の源泉たるイノベーションについても国際競争が進んでおり、民間による無形資産投資を後押しする観点から、海外と比べて遜色なく知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すための税制面の検討や、通信やコンピューティング基盤など次世代の付加価値を創造する基盤設備への投資を含めた、イノベーション環境の整備を図る。 ○ 統合イノベーション戦略 2023(令和5年6月9日閣議決定) 第1章 総論(国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術。イノベーション) 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの機軸 (3) イノベーション・エコシステムの形成 ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大 (資金循環の活性化による研究開発投資の拡大) (略) 知的財産の創出等を促し我が国のイノベーション拠点としての立地競争力を強化する観点から、民間企業による知的財産の創出等に向けた研究開発投資を促すための税制を含めた施策の在り方について、引き続き検討を進める。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	3. 産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットINGを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。

10	有効性等	① 適用数	—
		② 適用額	—
		③ 減収額	—
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 イノベーションボックス税制を導入し、研究開発環境の国際的イコールフットティングを実現することにより、我が国のイノベーション拠点としての競争力が強化されれば、高収益事業を国内に留めるとともに、さらなる知的財産の創出に向けた研究開発投資を促すインセンティブとなるため、研究開発成果の事業化・社会実装が促進すると見込まれる。
		⑤ 税収減を是認する理由等	英国では 2013 年にイノベーションボックス税制を導入。同国担当省庁（歳入税関庁）の報告によれば、イノベーションボックス税制の適用を受ける事業者は資本コストが引き下げられ、投資促進につながり、特許を商業化しようとすることから、結果として英国内への投資を 10% 増加させる効果が示されている。 我が国においても、イノベーションボックス税制を措置し、研究開発環境の国際的イコールフットティングを実現することで、我が国のイノベーション拠点としての競争力を強化するとともに、知的財産の創出に向けた研究開発投資の促進が見込まれる。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国では研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる税制が存在しない一方、欧州及びアジア各国ではイノベーションボックスを導入し、その考え方が広がりを見せている。 現状のままアウトプットに着目した優遇措置を我が国に導入しないとすると、収益性の高い事業を生む可能性の高い研究開発投資であればあるほど、税制がないことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトは大きくなることが想定される。 イノベーションボックスを導入し国際的イコールフットティングを図ることにより、我が国のイノベーション環境を整備することができると考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	民間企業が立地選択の意思決定を行う場合、税制優遇措置を含む事業環境は重要な判断基準となっている。実際、諸外国では 2000 年代より欧州を中心にイノベーションボックス税制が導入され、近年では中国や韓国、インド、シンガポール等、アジア太平洋諸国においても導入・検討が進んでいる。各国政府による誘致競争が激化する中、収益性の高い事業であればあるほど税制が無いことによる相対的な競争環境の劣後のインパクトが大きく、我が国の研究開発拠点としての立

			地競争力を強化することが急務。イノベーションボックス税制の導入により、海外と比べて遜色ない事業環境を整備し、研究開発成果の社会実装へのインセンティブを設けることで、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を向上させるとともに、特許権や著作権で保護されたソフトウェアをはじめとする無形資産への民間投資を後押しする。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	我が国の研究開発拠点としての立地競争力向上や研究開発成果の事業化・社会実装は地域を問わず取り組むべき課題。本措置を通じて民間企業による無形資産投資を後押しすることにより、各地域の事業者における開発や事業化等が推進されることは地域経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することは相当性が認められる。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—